



TOTTORI CITY

第1章

—

鳥取市

歴史文化基本構想

策定にあたって

1. 歴史文化基本構想策定の背景と目的

本市には鳥取城跡附太閤ヶ平や仁風閣、鳥取砂丘、麒麟獅子舞、佐治谷ばなしなどのよう指定期登録された文化財のほか、指定・登録はされていないものの、それぞれの地域に根差した有形・無形の文化財が数多く残り、地域の歴史・文化・災害の記憶などを今に伝えています。

これまでの文化財保護は文化財保護法や文化財保護条例等によって地域で重要なものを国・県・市の文化財として指定・登録し、保存・活用を図ってきました。しかしすべてのものを指定・登録し、保存・活用することは現実的には難しく、対象とならなかったもの多くは保存・活用されていないのが現状です。また過疎化や少子高齢化・核家族化などの社会構造の変化は日本の農業や産業の構造に変化をもたらし、文化財を取り巻く環境は大きく変わってきました。特に農山漁村の暮らしにまつわる様々な習俗や風習は後継者の不足により地域から姿を消しつつあり、地域全体の衰退がみられ、また都市部での町並みの変化は、地域の歴史や文化、災害の記憶等を薄れさせています。

このような状況の中、これから文化財保護に求められるのは、これまでの指定・登録等になった文化財だけではなく、「地域の大切な歴史文化遺産」として未指定の文化財や文化財が置かれた周辺の環境も含めて、地域全体で保存・活用することで、地域の魅力を増進させて活性化につなげていくことと考えます。

本市ではこのような課題を解決していくために、市内にある歴史文化の把握や既存資料などの情報整理に努め、将来に向けて望ましい文化財保護の在り方を示すために本構想を策定しました。

◆歴史文化基本構想の策定

〈定義〉

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想

〈策定方針〉

- ①文化財保護施策を、一貫性を持って推進する。
- ②未指定文化財を視野に含め、文化財保護施策の充実を図る。
- ③文化財とそれをとりまく環境の一体的な保全を図る。
- ④個々の文化財の価値や性質を十分踏まえる。
- ⑤文化財保護に関する情報を、多くの関係者と共有する。

〈対象範囲〉

「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。

文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。

◆地域主体の文化財の保存・活用

文化財保護施策の展開と期待される効果

- 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用
効果▶社会的気運の高まり
- 文化の薫り高い空間の形成
効果▶地域の魅力の増進
- 人々の交流の発生
効果▶地域の活性化
- 住民の地域への理解、地域に対する誇りの向上
効果▶地域との連携協力の推進
- 他の行政分野と連携の促進
効果▶連携のきっかけづくり

●歴史文化基本構想の考え方

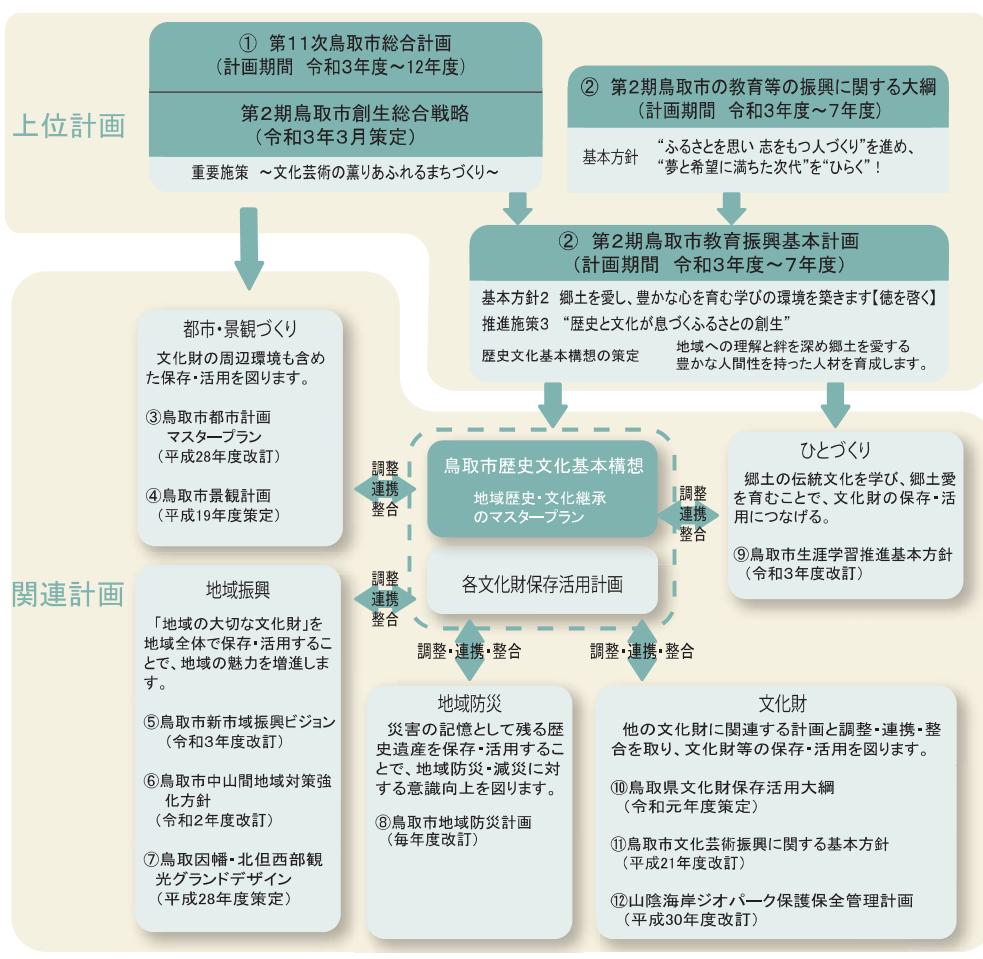
2. 歴史文化基本構想と上位計画・関連計画

(1) 歴史文化基本構想の位置付け

本構想は、本市の「まちづくり」を、歴史文化の側面から積極的に後押しするために策定したものです。

本構想は、本市の固有の歴史や文化に裏打ちされた「鳥取市らしさ」を未来に継承するための「地域の歴史一文化継承のマスタープラン」であり、本市の最上位計画である「第11次鳥取市総合計画(令和3年度～12年度)」に挙げられている“文化芸術の薫りあふれるまちづくり”や、教育行政の最上位計画である「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱(令和3年度～7年度)」・「第2期鳥取市教育振興基本計画(令和3年度～7年度)」に挙げられている“歴史と文化が息づくふるさとの創生”の方針に基づき、地域づくり、市民協働、産業振興、教育、観光振興等の各分野の施策と、文化財保護行政の連動を図るもので

また、指定・登録となった文化財だけでなく、「地域の大切な文化財」や、それらの文化財周辺の環境を地域全体で保存・活用することで、地域の魅力を増進させていく「都市・景観づくり」や「地域振興」、防災・減災のための「地域防災」、郷土の伝統文化を学び、郷土愛を育む「ひとづくり」の取り組みが文化財の保存・活用につながるよう、それぞれの文化財の保存・活用計画等を関連計画と位置付け、調整・連携・整合を図ります。



(2)上位計画・関連計画・関連法令

1)上位計画

本構想は、次の上位計画に基づき策定しています。その計画の概要と本構想に関連する部分の記述は以下のとおりです。

①第11次鳥取市総合計画(令和3年4月策定 計画期間:令和3～12年度)

本計画は、鳥取市自治基本条例に基づき総合的かつ計画的な市政運営を図るため、長期展望に立って市勢の振興のための基本的な方向性を示すものです。

本市のまちづくりにおいて、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしあくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、それを実現するため複数のまちづくりの目標と政策を定めており、その中で文化財の保存・活用を以下のように位置付けています。

第5節 まちづくりの目標

2 人が行きかい、にぎわいあふれるまち

—政策3—文化芸術の薫りあふれるまちづくり

市民が文化芸術を身近に親しみ、伝統芸能や伝統文化を保存・継承し、文化芸術の発展と創造、また、郷土の誇りである文化財の保護と活用により魅力ある鳥取文化を次代に継承します。

②第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱及び第2期鳥取市教育振興基本計画

(令和3年4月策定 計画期間:令和3～7年度)

本市の教育の目標や施策の根本となる方針を定めたもので、基本方針として「3つのひらく」を推進しており、このうち「基本方針II 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！【徳を啓く】」の中で、文化財の保存・活用と、本構想の策定が以下のように盛り込まれています。

推進施策3 歴史と文化が息づくふるさとの創生

- 文化芸術の振興や文化財への愛護精神の醸成を図り、文化財の保存と活用を進め、次世代への継承に努めます。
- 伝統文化や歴史遺産に刻まれた先人たちの足跡に触れることで、地域への理解と絆を深め、郷土を愛する豊かな人間性を持った人材を育成します。
 - ・歴史文化基本構想の策定
 - 地域の歴史文化の全体像を把握し、市民との協働による計画的な保存・活用の取組を進めます。
- 情報発信を促進し、観光客など多くの人が来訪する、歴史と文化の薫りに満ちた活力あるまちづくりを推進します。

なお本大綱及び計画は、平成27年施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に基づいて策定されています。

2)関連計画

本構想は、次の関連計画と調整・連携・整合を図りながら策定していきます。関連計画を次の5つの分野(都市・景観づくり、地域振興、地域防災、ひとつづくり、文化財)に整理してその計画の概要をまとめました。

—都市・景観づくり—

本構想を以下の計画と関連付けながら文化財の周辺環境も含めた保存・活用を図ることで、自然と歴史的景観を活かした都市の景観づくりを目指します。

③鳥取市都市計画マスタープラン(平18年5月策定 平成29年3月改訂)

都市計画法に基づき策定された「鳥取市都市計画マスタープラン」は、おおむね30年後の本市の都市計画上の将来像(都市のすがた)の実現に向けた都市づくりの総合的な指針として定めるもので、文化財の周辺環境も含めた保存・活用に関わる記述を以下のとおり挙げています。

5 都市づくりの理念・将来像・基本方針

(5)都市づくりの基本方針

「都市づくりの基本方針」を定め、各分野別の方針(土地利用の方針、都市施設の整備方針など)へ展開するうえでの指針とします。

3. 豊かな自然環境や美しい景観・観光資源などの保全

- 市固有の自然・観光資源や歴史・文化資源の保存・伝承とネットワーク形成
- 自然・歴史的景観の保全と利活用、美しい都市景観の保全・形成

6 分野別の方針

(5)都市景観形成の方針

2)歴史的資源を活かした景観形成

- ・歴史的たたずまいのある城下町の街なみや、歴史的・文化的建造物の保全を図るとともに、歴史的資源及びその周辺では、自然景観を保全し、落ち着きと風格のある歴史的環境の維持に努めます。～以下略～
- ・歴史的資源の改修・復元を促進し、魅力ある景観の再生に努めます。
- ・歴史的な街なみは、地域住民との協働により、現況の景観維持に努めるとともに、地域の顔づくりを図るため、地区計画制度の導入を検討します。

④鳥取市景観計画(平成20年3月策定)

本市には文化財の周辺環境も含めた豊かな自然や歴史的資源と市街地や集落、周辺に広がる田園等が結びついて良好な景観を形成していることから、本計画では全市域を景観計画区域の対象としています。景観計画の目標を「恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり」と定め、次の5つの基本方針とそれぞれの方針に保全する景観を挙げています。

	基　本　方　針	保　全　す　る　景　観
方　針1	心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成	①自然緑地景観(山林・丘陵地) ②自然緑地景観(海浜) ③水辺景観
方　針2	歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成	①歴史的景観
方　針3	にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造	①農山漁村景観 ②住宅地景観 ③商業業務地景観 ④工業地景観
方　針4	まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成	①道路景観 ②公園緑地景観 ③公共公益施設景観 ④公共サインの整備(案内板・説明板)
方　針5	市民との協働による景観まちづくり	①市民参加によるまちづくり ②市民マナーの向上

また前述の景観形成方針を踏まえた上で、本市の歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる①久松山山系、②湖山池、③因幡白兎、④鹿野城下町の4か所を景観形成重点区域に定めています。

これらの区域は、良好な景観の形成上特に重要な地域であるため、鳥取市全域を対象とする景観計画区域よりもより厳しい基準によって景観形成を推進しています。

－地域振興－

本構想を以下の計画と関連付けることにより、「地域の大切な文化財」を地域全体で保存・活用することで、地域の魅力を増進させていきます。

⑤鳥取市新市域振興ビジョン(平成26年度策定 令和3年7月改訂)

平成16年11月1日に周辺8町村との合併後、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化、地域経済の低迷など、新市域を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。鳥取市新市域振興ビジョンは、合併後16年が経過した新市域を、新たな時代へのまちづくりを前進させ、次の世代へと地域が引き継がれ、大きく未来に「飛躍」していくため、新市域の将来を見据えた夢のある将来像を描き、行財政基盤の確立や地域振興の継続・発展、協働によるまちづくりの推進など、地域それぞれ特有の「個性」を活かしたまちづくりの方向性を示すものです。本ビジョンの目標期間は令和5年度までとし、新市域の8地域を対象地域とし、伝統文化の活用を以下のように挙げています。

第3編 夢と希望が持てる鳥取市の発展をめざして

⑦地域生活拠点再生計画によるまちづくり

～略～新市域では、古くからの歴史や受け継がれた伝統、文化が息づき、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

⑯地域資源を活用した観光振興

●競争力の高い観光地づくり

国内外の他の観光地に負けない競争力の高い観光地づくりを進めるため、本市が持つ豊かな自然をはじめ、伝統文化、温泉、スポーツアクティビティー、農業等の各種体験プログラムなど、観光ニーズを踏まえた観光資源の魅力アップを一層充実させます。

⑥鳥取市中山間地域対策強化方針(平成22年3月策定 令和3年8月改訂)

この方針は本市が策定する総合計画に基づき、特に強化すべき施策について考え方や事業内容を明らかにしたもので、第11次総合計画の基本計画では「魅力ある中山間地域の振興」に位置付け、重点的に取組むべき4つの施策が設定されています。このうち地域の伝統文化の保存・活用について、以下のように挙げています。

3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

(「個性」「魅力」を活かした地域づくり、人づくりの推進並びに集落の維持・活性化)

⑤伝統芸能・伝統行事等の維持・継承

- ・地域の伝統に培われた伝統芸能・伝統行事、文化財などを次の世代につなげていくため、保存・活用に努めます。
- ・文化芸術活動を行う市民が交流・連携する機会を支援し、活動全体の活性化を図ります。

⑦鳥取因幡・北但西部観光グランドデザイン(平成28年度策定)

本市と岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の因幡地域と、兵庫県新温泉町、香美町の北但西部地域は、古くから歴史文化・生活圏を共有していることもあり、「麒麟のまち」圏域として行政区画の枠を超えた広域的な連携を進めています。また圏域内の各市町においては地方創生に取組む柱の一つとして交流人口の増加を図るために観光振興を位置付けています。

本観光グランドデザインは鳥取因幡・北但西部地域の交流人口拡大や産業振興を目指し、県内外さらには海外からの誘客を連携しながら取組むためその方針を示すもので、鳥取因幡・北但西部地域の今後の観光振興に向け、「広域エリアだからこそ出来ること、やりたいこと、やれること」に取組み、それぞれの市町の活動と有機的な連動・連携と住民参加による地域全体の活性化を目指すことをコンセプトとしており、以下のとおり伝統文化の活用を挙げています。

観光コンテンツのブラッシュアップ

●地域性を活かした多様な体験プログラムの整備

- ・伝統芸能(麒麟獅子舞等)を組み入れた観光客参加型体験プログラムの拡充
- ・“景観(鳥取砂丘等)を「観る」要素”や“特産品(梨・カニ等)の「食べる」要素”にプラス“アクティビティの「体験」”等を加えた複合的なプログラムの拡充

●新たな地域連携イベントによる新規観光客の開拓

- ・伝統芸能(麒麟獅子舞等)に観光要素の演出をアレンジした新たな圏域を象徴するイベントの展開

一地域防災一

災害の記憶として残る歴史遺産を「地域の大切な文化財」として保存・活用することで、災害からの教訓を受け継ぎ、市民の地域防災・減災に対する意識向上を図ります。

⑧鳥取市地域防災計画(毎年度更新)

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、市民生活の各分野に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、この計画によって地域防災力を高めながら、防災及び減災に取組み、住民の生活や地域経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とするものです。この計画は毎年検討を加え、必要に応じて修正を行っています。

文化財の災害対策と被害調査に関することは、災害発生時に設置される「市災害対策本部の構成及び事務分掌」に明記されているほか、地域防災の意識向上に向け、以下のような取組を行うこととしています。

第2部 災害予防計画

第13章 防災知識の普及、防災意識の高揚、防災教訓の伝承

第2節「鳥取市防災の日」等を通じた防災意識の高揚

「鳥取市防災の日」(9月10日／昭和18年鳥取地震発生日)を制定して、被災の経験及び教訓を風化させることなく後世に継承し、住民一人ひとりの防災意識の向上と地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第5節 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった災害の教訓を後世に継承するため、災害に関する資料の収集・整理・保存し、広く一般に閲覧できるよう努める。

一ひとづくり一

郷土の伝統文化を学び、地域の歴史や伝統文化に愛着を持つことで、地域の文化財を大切にする心を育み、特色ある地域づくりにつなげていきます。

⑨鳥取市生涯学習推進基本方針(令和3年度改訂)

この方針は、本市における生涯学習振興行政の核として、取組みの基本的な方針を定めたもので、7つの基本施策を掲げています。このうち文化財等に関する取組みとして、以下のように挙げています。

(6)伝統文化・芸能・芸術の学びを通した継承及び活用と振興

地域の教育力を高めるためには、地域の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次の世代に受け継ぐことが重要です。これは、ふるさとを大切にする心を育むとともに、特色ある地域づくりにもつながります。このため、郷土の伝統文化や芸能を学び、保存・保護・伝承・活用に努めます。

—文化財—

他の文化財に関連する計画と調整・連携・整合を図り、本市の文化財等の保存・活用を推進します。

⑩鳥取県文化財保存活用大綱(令和2年3月 鳥取県策定)

この大綱は、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示し、さらに県内市町村による「文化財保存活用地域計画」等の策定を推進することを目的にしています。

そのために、文化財の保存と活用に関する基本的な考え方等を整理するとともに、県内にある文化財をテーマに沿って「関連文化財群」として12項目を抽出し、それぞれを構成する要素に加え、課題と展望を示しています。加えて市町村域を越えたストーリーを提示することで、各市町村においてもこの大綱を勘案して具体的な地域計画に取組むことができるようになっています。

⑪鳥取市文化芸術振興に関する基本方針(平成17年3月策定 平成22年2月改訂)

鳥取市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する基本方針として6項目を定めており、このうち文化財の保存・活用に関するものは以下のとおりです。

4 地域の伝統に培われた文化芸術の保存、継承及び活用に関すること

文化の発展を理解する上で欠かせない地域の歴史的な文化遺産の保存・活用を図り、次の世代につなげていきます。

- (1)文化財保護法及び市文化財保護条例では捉まえきれない文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討します。
- (2)地域の伝統芸能、伝統行事などの保存、継承、活用に努めます。
- (3)地元や地元ゆかりの作家の作品などの保存・活用に努めます。
- (4)先人たちの業績を積極的に顕彰します。
- (5)文化芸術に配慮したまちづくりを推進します。

⑫山陰海岸ジオパーク保護保全管理計画(平成26年7月策定 平成30年5月改訂)

この計画は、山陰海岸ジオパークを適切かつ継続的に保護保全するための方針として、平成26年度に策定され、その後、時勢にあった適切な計画となるよう平成30年度に改訂されており、保護保全の目標を以下のとおり定めています。

また、保護保全の目標を実現するために地域住民(団体)・行政機関・来訪者が連携を図るための役割と方策を定めています。

- (1) 地形・地質資源と貴重な自然環境の保護保全
- (2) 貴重な野生動植物の保護保全
- (3) 見どころの持続可能な利用
- (4) 保護保全に関わる情報共有・支援

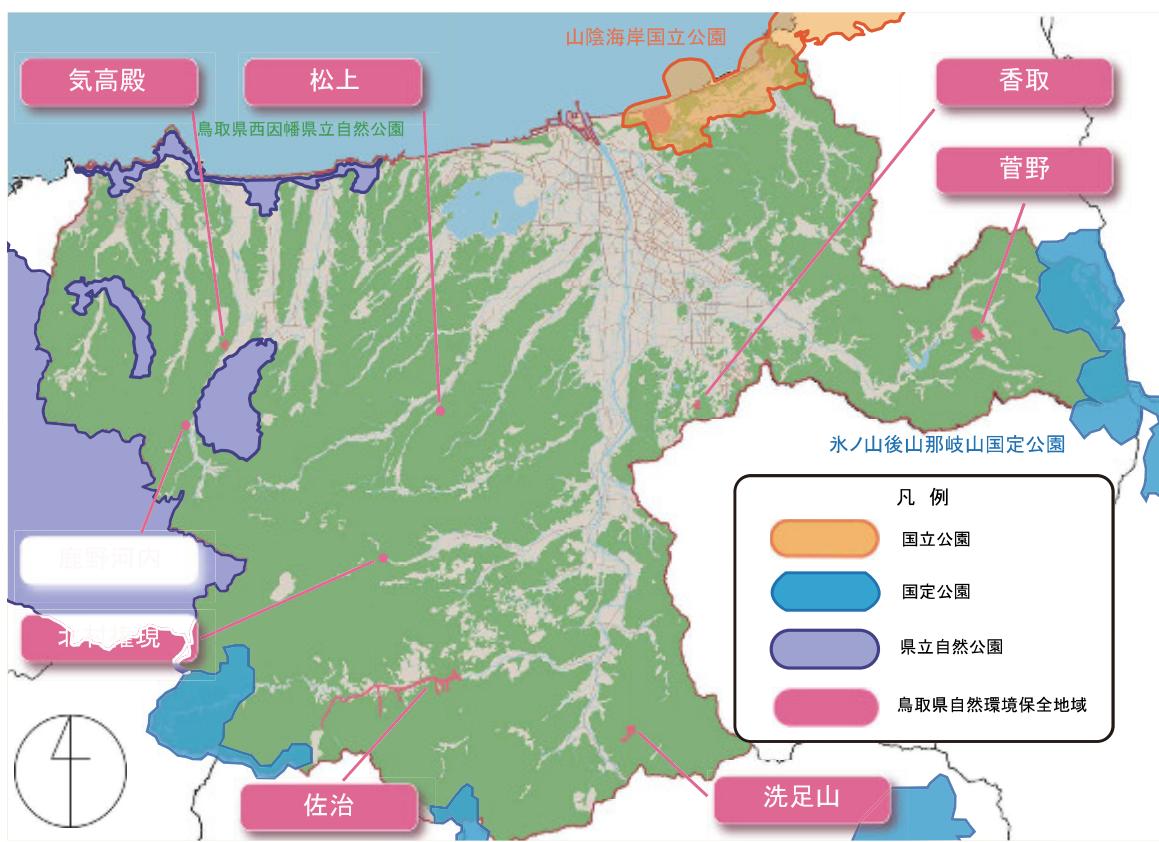
3) 関連法令

①自然公園法(令和元年6月改正)

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の健康や休養に役立てるとともに、自然に触れながら学ぶことで生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた法律です。

市内には、自然公園法により国立公園として「山陰海岸国立公園」、国定公園として「氷ノ山後山那岐山国定公園」、鳥取県立自然公園条例により「西因幡県立自然公園」が指定されています。「山陰海岸国立公園」のうち鳥取砂丘等は特別地域として指定されています。

指定区域内では自然環境や人文景観を損なう行為について、一定の規制が設けられています。



②自然環境保全法(平成31年4月改正)

自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等での生物多様性の確保、その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵みを享受するとともに、将来にわたっての国民の健康で文化的な生活の確保に貢献することを目的とする法律です。

鳥取県は、貴重な自然環境を保全すべき地域を条例に基づいて指定しており、市内では鳥取県自然環境保全地域として以下8箇所の地域が指定を受けています。

鳥取県自然環境保全地域名	指定範囲(ha)及び指定年月日	概要
菅野	特別地区：18.5 ha (内野生動植物保護地区：2.6 ha) 普通地区：2.0 ha 指定：昭和52年4月8日	扇ノ山火山溶岩台地上にある高層湿原で、オオミズゴケ、モウセンゴケなどの湿原植物の群生する貴重な植物の自生地
香取	特別地区：3.9 ha 普通地区：4.0 ha 指定：昭和52年4月8日	主として意上奴神社の社叢林からなり、スダジイ、タブノキ、ヤブツバキなどの巨樹が立ち並ぶ優れた天然林の様相を呈する。
松上	特別地区：5.2 ha 普通地区：0.0 ha 指定：昭和52年4月8日	原生的で極相的な林相を示す森林。 とつりの名木100選『秀衡杉』が見られる。
佐治	特別地区：18.8 ha 普通地区：24.0 ha 指定：昭和59年9月25日	佐治川沿いに「佐治石」が分布し、中流から源流にかけて穿入蛇行地形やV字谷が見られる。
洗足山	特別地区：13.55ha 普通地区：9.45ha 指定：昭和62年11月4日	岩肌が露出した急峻な地形を示し、植生は、常緑広葉樹林帯から落葉広葉樹林帯への移行帯に位置する。
北村権現	特別地区：1.8 ha 普通地区：1.2 ha 指定：昭和63年12月20日	高山神社の社叢を中心に、落葉広葉樹と常緑広葉樹の高木が林立する優れた天然林
気高殿	特別地区：0.1 ha 普通地区：8.6 ha 指定：平成3年9月13日	大径木の照葉樹林を持つ布勢平神社社叢を含み、鳥取県の名水『布勢の清水』が湧出している。
鹿野河内	特別地区：1.2 ha 普通地区：0.0 ha 指定：平成10年11月24日	巨樹が優占する極相林で、林内は暖帯性で、県内でも希少なカゴノキも混在する。

特別地区：地域の自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域

野生動植物保護地区：特別地区内における特定の野生動植物の保護の必要がある区域

普通地区：自然環境保全地域の区域のうち、特別地区に含まれない区域

●自然環境保全地域一覧表

③森林法(令和2年6月改正)

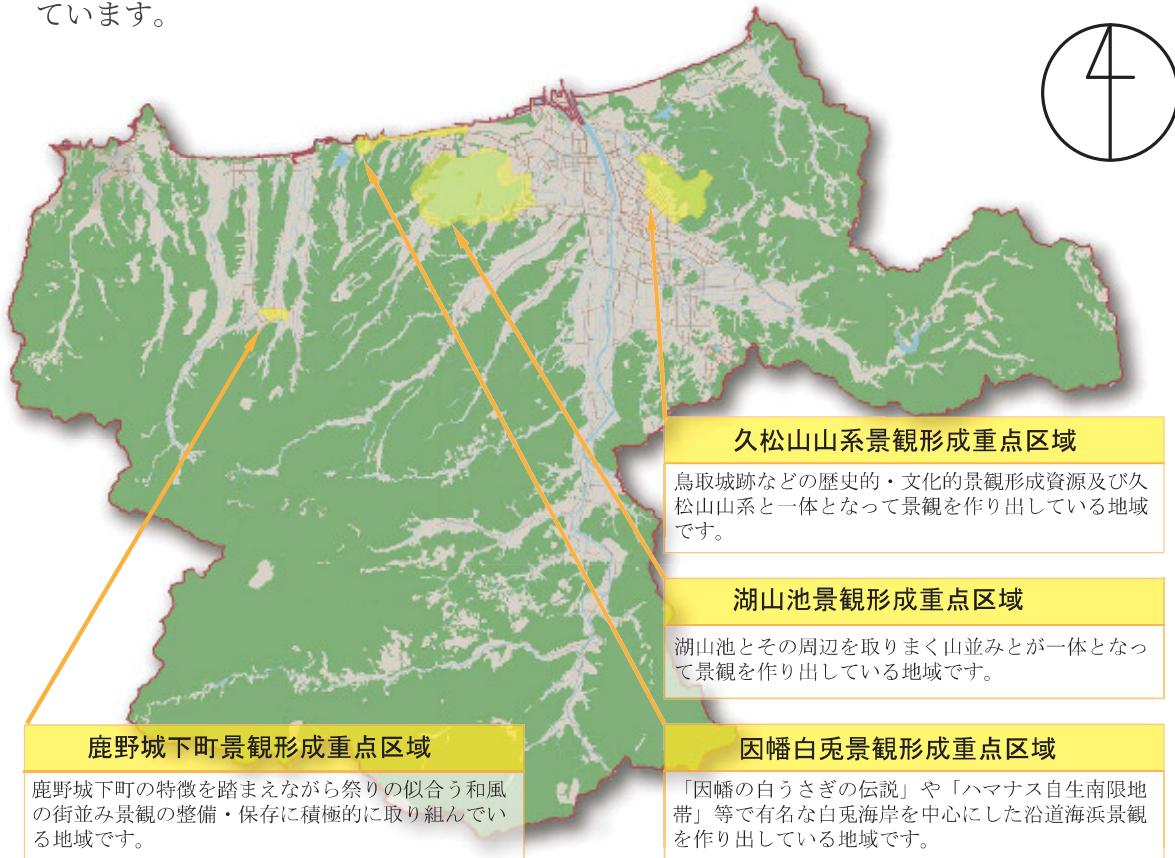
森林を保ち続けることで森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に役立てる目的とする法律です。

本市では、市域の71.3%を占める山林部のうち水源の涵養、土砂流出の防止、生活環境の保全・形成等、住民の安全な生活を支えるための保安林を指定し、目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。

④景観法(平成30年5月改正)

良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造と個性的で活力のある地域社会実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済や地域社会の健全な発展に貢献することを目的として定められた法律です。

この景観法の制定により、平成18年6月に本市は景観行政団体となったことを受けて、「鳥取市景観計画」を策定し、個性あふれる鳥取市の景観を守り、育て、創り、次の世代へ伝えていくための総合的、計画的な指針(方針、新しい制度や仕組み)として活用していくこととしています。鳥取市総合計画や都市計画マスタープランに基づいた環境基本計画等に示される様々な景観施策の具体化、実現に向けての施策の展開方針を示しています。なお当該計画では、「久松山山系景観形成重点区域」、「湖山池景観形成重点区域」、「因幡白兎景観形成重点区域」、「鹿野城下町景観形成重点区域」の4地区が設けられ、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めています。



●景観形成重点区域図

⑤鳥獣保護管理法(平成26年5月改正)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とした法律です。鳥獣の生息・繁殖域を保護するため鳥獣保護区の指定、さらに希少な鳥獣の生息域には特別保護地区の指定及び建築や水面の埋め立て、木竹の伐採の規制がされます。

本市では、岩美(福部町の一部が入っている)・扇ノ山・久松山・千代川流域・湖山池・鷲峰山・高鉢山・布勢桂見の周辺について鳥獣保護区が設けられています。

⑥日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成27年3月改正)

地域の宝である鳥取砂丘を皆で大切に守り、利用し、未来に引き継いでいくため、鳥取県が制定したもので、鳥取砂丘の保全と再生に向けた取組の推進や利用者に守ってもらいたい最低限のルール等について定めています。

3. 策定体制と経緯

(1) 策定体制

本市の歴史文化の特徴を把握し、市民にわかりやすく理解できる構想として取りまとめたため、学識経験者、文化財保護関係者、市関連部局担当者等13名により構成された「鳥取市歴史文化基本構想策定委員会」を設置して検討を進めました。委員の任期は、平成31年(2019)年2月1日から本構想の策定が終了するまでとしました。

番号	氏名	所属	分野	備考
1	星見 清晴	鳥取市文化財審議会(会長)	地質	委員長
2	内田 和伸	奈良文化財研究所遺跡整備研究室(室長)	考古 史跡整備	
3	小山富見男	鳥取地域史研究会(会長)	郷土史	副委員長
4	渡邊勘治郎	よねさとづくり協議会(会長)	地域代表	
5	山根 一記	鳥取市公民館連合会(会長)	地域代表	
6	林 由紀子	鳥取市観光コンベンション協会(会長)	観光	
7	漆原 利明	鳥取砂丘ビジターセンター(館長)	観光	
8	本城美佐子	鳥取市文化団体協議会(会長)	文化団体	
9	浅井 俊彦 平井 圭介	鳥取市経済観光部(部長)	行政	
10	綱田 正 谷口 浩章 岡 和弘	鳥取市都市整備部(部長)	行政	
11	田中 洋介 高橋 義幸	鳥取市企画推進部(部長)	行政	
12	安本 哲哉 橋本 浩之 鹿田 哲生	鳥取市市民生活部(部長)	行政	
13	吉田 博幸 岸本 吉弘	鳥取市教育委員会(副教育長)	行政	

※ 所属・役職については任命時のものである。

●鳥取市歴史文化基本構想策定委員会名簿

氏名	所属	備考
君嶋 俊行	鳥取県教育委員会事務局文化課歴史遺産室(係長)	平成30年度
谷口 恭子	(公財)鳥取市文化財団鳥取市埋蔵文化財センター(主査)	平成30年度
玉木 秀幸	鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課(係長)	令和元年度
中森 祥	鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課(課長補佐)	令和2~3年度

※ 所属・役職については任命時のものである。

●オブザーバー

●事務局 鳥取市教育委員会事務局文化財課

(2)策定の経緯

平成31年3月27日の第1回委員会をはじめ、平成30年度から令和3年度まで、あわせて6回の委員会を開催しました。各委員会での議事の概要は以下のとおりです。

—平成30年度—

日 時:平成31年3月27日 第1回委員会

場 所:鳥取市役所4階会議室

議 題:策定委員会の設置と鳥取市歴史文化基本構想の策定について

議事内容:①委員会の設置について

- 委員長に星見清晴氏、副委員長に小山富見男氏を選任

- ②歴史文化基本構想の策定について

- 歴史文化基本構想は、文化財保護法の改正により文化財の保存・活用を進めていく上でマスター・プランとなるもの

- 文化的な空間として歴史文化保存活用区域を設定し、区域内の地域の歴史を歴史文化財群としてストーリーづけて活用していく。

- ③小学生アンケート調査について

- 歴史のカリキュラムが始まる市内小学校6年生を対象に、地域の文化財に関するアンケート調査を実施した。44校中42校、約1,600人の児童から回答を得ることができ、概ねの意見としては、地域に愛着を持ち、文化財を大切にする意識があることが確認された。

(委員会後1校からアンケートの提出があり、最終的には43校となった。)

- 調査結果は、本構想の冊子にも掲載する。

—令和元年度—

日 時:令和元年12月24日 第1回委員会

場 所:鳥取市役所5階会議室

議 題:鳥取市歴史文化基本構想策定の目的と位置付け、地区分けについて

議事内容:①歴史文化基本構想策定の目的と位置付けについて

- ・これから文化財保護に求められているのはこれまでの指定・登録等になつた文化財を保存・活用するだけではなく、「地域の大切な文化財」として未指定の文化財や文化財が置かれた周辺の環境も含めて、地域全体で保存・活用し、地域全体の活性化につなげていくこと。
- ・課題を解決していくために、市内にある文化財の把握や既存資料などの情報整理に努め、将来に向けて望ましい文化財保護の在り方を示すために本構想を策定する。

②地区分けについて

- ・近世以来の行政単位である町や村をおおむね基礎とし、おおよそかつての町村を1つの単位として中学校区が設定されているため、各地域の特性や歴史文化の関連性を考慮した上で6つのエリアを設定する。
- ・「地域の大切な文化財」を把握するため、地区ごとの公民館が作成した歴史読本等や、鳥取県が実施した各種調査を基礎資料として、今後調査を進めていく。
- ・各地区的歴史や郷土史を学んでおられる団体にも、聞き取り調査も行う。

日 時:令和2年3月25日 第2回委員会

場 所:鳥取市役所5階会議室

議 題:鳥取市歴史文化基本構想(案)、地域の歴史文化に関するアンケートの実施
について

議事内容:①基礎調査の進捗状況について

- ・指定文化財、天然記念物、建造物、石造物、庭園調査、埋蔵文化財包蔵地、民俗ということで、7つの項目について調査し、加えて文献調査も行っている。

②鳥取市歴史文化基本構想(案)について

- ・第1回委員会での協議を踏まえ、歴史文化基本構想策定の目的と位置付けと地区分けの設定エリアを修正。
- ・次回委員会では、地域で面的に分布している文化財と地域の特性をストーリーとして捉えて見える形にする。

③地域の歴史文化に関するアンケートについて

- ・アンケートによる調査を3ステップに分けて実施する。
- ・ステップ1として市内各地域の文化財に関する団体に、本構想策定の説明を行う。
- ・ステップ2として市内にある61地区公民館や、地元の歴史に詳しい方を対象にアンケート用紙を配付し、「地域の大切な文化財」を抽出していく。
- ・ステップ3で、広く地域の文化団体に所属していない方のご意見を集める方法を検討する。
- ・アンケートでは、絵画や彫刻などの動産的な種類を「もの」、建造物等の不動産的な種類を「場」、民俗芸能や伝統行事等を「こと」と分類し、意見を拾い上げる。

—令和2年度—

日 時:令和2年8月28日 第1回委員会

場 所:鳥取市役所5階会議室

議 題:鳥取市歴史文化基本構想(案)、

アンケート調査の結果と地域の歴史文化について

議事内容:①鳥取市歴史文化基本構想(案)、第1章・第2章

- ・令和元年度第2回委員会の指摘事項を踏まえ、本文内容及び添付図面の修正内容を確認。
- ・第1章では、上位計画や関連計画との関係性を整理し、本構想の位置付けを明確にする。
- ・第2章では、地形や気象などの自然的背景、観光などの社会的背景や歴史的背景の記述について修正する。

②アンケート調査結果

- ・平成30年度に実施した小学生アンケート結果を6エリアごとに整理し、地域ごとのアンケート結果から、「地域の文化財」を抽出した。

③第3・4・5章について

- ・第3章では、地域ごとの歴史文化遺産を基礎として、各エリアの「地域で醸成された歴史文化の視点」と、地域をそれぞれ個別に見ているだけではまとめることができない「地域を越えた歴史文化の視点」に分け、計30のストーリーにより地域の魅力を導き出し、それに基づき市内の歴史文化遺産を一体的、また面向的に保存活用していく。
- ・第4章では、第3章で捉えた歴史文化の視点30テーマをまとめ上げ、「鳥取市を代表する歴史文化」として、5つのテーマを設定した。
- ・第5章では、上位計画の「第11次鳥取市総合計画」に挙がっている文化財保護の基本方針として「歴史と文化が息づくふるさとの創生」を基本方針とし、具体的な取組みとして「文化財を愛護する精神の醸成」、「郷土の誇りである歴史文化遺産を次代へ継承」、「歴史と文化の薫りに満ちた活力あるまちづくりの推進」を設定する。

日 時:令和3年1月18日 第2回委員会

場 所:鳥取市役所6階会議室

議 題:鳥取市歴史文化基本構想(案)について、資料編(案)について、

鳥取市歴史文化基本構想策定委員会委員の任期について

議事内容:①鳥取市歴史文化基本構想(案)、第1章～第5章

- ・令和2年12月初旬に各委員へ事前に送付した報告書(案)(第1章～3章)の各委員の指摘事項を踏まえた修正内容及び、第4章・第5章の記述内容及び添付図面の確認。
- ・第1章では、本構想の上位計画や関連計画・関連法令の説明を解りやすくする。

- ・第2章では、本文や図番の表題の誤字脱字、本文の記述内容に誤りがある箇所について修正する。
- ・第3章では、麒麟獅子舞に関する記述を充実させること、各地域の年表の記述内容、設定された地域分けを逸脱するストーリーについても記述すること等の修正を行い、難読な固有名詞や地名についてルビを打つ。
- ・第4章では、第3章とのつながりが解りにくいこと、各ストーリー名の修正や番号を振ること等のほか、各ストーリー本文に追記する必要のある内容や添付図面等について指摘があり、これらの意見を踏まえ修正する。
- ・第5章では、保存・活用に向けた具体的な取組みについて記述する必要がある。

②資料編(案)について

- ・本編とは別冊で資料編を作り、市内の遺跡、指定文化財の一覧表、文化財調査の一覧、小学校や地域住民へ実施したアンケートの結果を掲載する。

③その他(今後のスケジュール)

- ・本委員会の意見を踏まえて修正を行い、3月に市民政策コメントを実施し、そこでの意見を踏まえた基本構想とする。
- ・市民政策コメント後に委員会を開く必要があるため、本委員会の任期(令和2年3月31日まで)を延長する。

—令和3年度—

日 時:令和3年5月24日 第1回委員会

場 所:鳥取市役所6階会議室

議 題:市民政策コメントの結果について、鳥取市歴史文化基本構想(案)について、
その他 今後の日程等

議事内容:①市民政策コメントの結果について

- ・令和3年3月1日から3月26日までの間、市民政策コメントを行い、4名の方から15件の意見をいただき、本構想に反映させた。
- ・第2章では、鳥取市南部地域で大切にされている高山や、嶽古墳・中井1号墳を本文に記載した。
- ・第3章では、令和2年度に鳥取市あおや郷土館で行われた相撲に関する展覧会を反映できないかとの意見をいただき、本編で力士塚に関する記述や資料編で力士塚リストを掲載する。また鳥取市南部地域では自然に関する記述が少ないとの意見や、八上采女を追加してはどうかとの意見、年表に天正8年の秀吉の感状と天正9年の禁制を入れてはどうかという意見を頂き本編に反映させた。
- ・第4章では、各テーマでの活動展開の前に十分な事前検討が必要になるのではないかというご意見をいただき、この意見を受け、今後各テーマは定期的に

見直しを行い、新たなテーマ、文化財を追加していく。

- ・第5章では、利活用のあり方が、読む限りは抽象的・総論的なもので、具体性に欠けるのではないかというご意見をいただいたので、全体的な枠組みを示し、整備の事例と取り組みを踏まえて今後の方向性を示す。

②鳥取市歴史文化基本構想(案)について

- ・本編・資料編共に、誤字脱字や紙面構成の統一性を持たせる修正を行っていく。
- ・第3章の「ストーリー」の説明を分かりやすくなるよう修正や、第4章の7つのストーリータイトルの修正なども検討する。
- ・市民に親しみやすいサブタイトルを検討し、付加する。

③今後の日程

- ・今後、印刷に向けてデザイン、文字、写真の追加等を行って、8月末には刊行したいと考えている。



●委員会実施状況(令和3年5月24日)